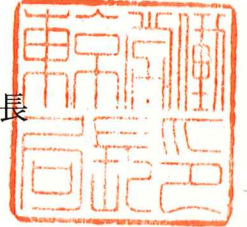


東労発安 0502 第 9 号  
平成 30 年 5 月 2 日

東京経営者協会会長 殿

東京労働局長



### 高年齢者雇用状況報告書の改正について

日頃から、東京労働局の業務運営に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、高年齢者雇用状況報告書（以下「報告書」といいます。）の一部を改正する、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 60 号）が公布、施行されました。

今回の報告書の改正は、66 歳～69 歳まで働ける企業の状況をより詳細に把握できるようにするため行ったものです。

つきましては、改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴団体におかれましても特段の御理解を賜りますとともに、貴団体会員に対する周知方御配慮いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

人口減少や少子高齢化が進む中で、我が国の成長力を確保するためにも高齢者が生涯にわたって活躍できる社会をつくっていくことは喫緊の課題となっています。また、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月働き方改革推進会議決定。以下「働き方改革実行計画」といいます。）においても、高齢者雇用は重要な柱の一つとして位置付けられ、年齢に関わりなく意欲ある高齢者が働くための多様な就業機会を提供することとされています。

国としては企業における高齢者雇用の実情を把握するため、報告書において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する高年齢者雇用確保措置の実施状況について報告を求めています。さらに、報告書においては、企業の実情に応じた何らかの仕組みにより 70 歳以上まで働ける企業の状況について報告を求めています。66 歳～69 歳まで働ける企業の状況については報告



項目としておりません。働き方改革実行計画において、平成32年度に継続雇用延長・定年引上げに係る制度の在り方を再検討することが予定されていることから、66～69歳まで働ける企業も含めて、より詳細に高齢者雇用の実態を把握する必要があるため、報告書の様式の一部を改正します。

## 2 改正の内容

報告書中、⑪欄の記載内容を「⑪70歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」から「⑪66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」に変更するとともに、具体的な上限年齢を記載する欄を追加します（別紙参照）。